

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 災害情報の収集・連絡活動

#### 第1 基本方針

地震が発生し、緊急地震速報を受信した場合は、直ちに住民等への伝達に努める。

地震災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり迅速、的確な被害状況の調査を行う。

#### 第2 活動の内容

##### 1 緊急地震速報の伝達

###### (1) 伝達体制及び通信施設、設備の充実

緊急地震速報の伝達を受けた場合は、直ちに住民等への伝達ができるように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

###### (2) 実施計画

伝達を受けた緊急地震速報を住民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

##### 2 報告の種類

###### (1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したとき直ちにその概況を報告する。

###### (2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

###### (3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

##### 3 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表「担当課」欄に掲げる課等が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関と連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

村は、被害が甚大である等、村において被害調査が実施できないときは、次表に定める協力機関等に応援を求めるものとし、協力機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

また、村は、村の対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となったものについて、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

調査事項	担当課	協力機関
概況速報	総務課	諏訪地域振興局総務管理課
人的及び住家の被害	住民財務課	諏訪地域振興局総務管理課
避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況	総務課	諏訪地域振興局総務管理課
社会福祉施設被害	保健福祉課	諏訪保健福祉事務所福祉課
農・畜・水産業被害	農林課	諏訪地域振興局農地整備課・諏訪農業農村支援センター・信州諏訪農業協同組合・諏訪森林組合
農地・農業用施設被害	農林課	諏訪地域振興局農地整備課・土地改良区
林業関係被害	農林課	諏訪森林組合環境森林課・諏訪地域振興局林務課・中部森林管理局南信森林管理署
公共土木施設被害	建設水道課	諏訪建設事務所整備課
水道施設被害	建設水道課	諏訪地域振興局環境課
下水道施設被害	建設水道課	諏訪湖流域下水道事務所
廃棄物処理施設被害	建設水道課・施設管理者	諏訪地域振興局環境課
感染症関係被害	保健福祉課	諏訪保健福祉事務所健康づくり支援課
医療施設関係被害	保健福祉課、原村国保診療所	諏訪保健福祉事務所総務課
商工関係被害	商工観光課	諏訪地域振興局商工観光課・原村商工会
観光施設被害	商工観光課	諏訪地域振興局商工観光課
教育関係被害	子ども課	南信教育事務所
村有財産被害	住民財務課	
水害等情報	総務課	

#### 4 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、資料編に掲げるとおりとする。

**資料編 ・ 被害認定基準 (P. 1463)**

#### 5 災害情報の収集・連絡系統

##### (1) 報告様式

被害状況報告様式は、資料編に掲げるとおりとする。

**資料編 ・ 被害状況報告等の様式 (P. 1464)**

##### (2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。

これらのうち、緊急を要する等の場合は、村は直接県関係課に報告し、その後において諏訪地方事務所等に報告する。

(3) 実施事項の概要

ア 被害報告等

(ア) 第2の2において村が調査機関として定められている事項については、被害状況等を調査の上、(1)で定める様式及び(2)で定める連絡系統により諏訪地域振興局等に報告する。

なお、火災・災害等即報要領「第3 直接即報基準」に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告する。

(イ) 村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は諏訪地域振興局長に応援を求める。

(ウ) 県庁舎被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。

イ 地震情報

気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・伝達する。

(ア) 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到着時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

村、県、放送事業者は、伝達を受けた緊急地震速報を村防災行政無線等により住民への伝達を行う。

a 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上の揺れが推定された時に、震度4以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。

b 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定された時に、主に高度利用者向けとして伝えられる。

(イ) 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を発表する。一般的にはラジオ、テレビ等を通じて発表する。

(ウ) 地震情報（震源に関する情報）

震度3以上の地震が発生した場合に、発表する情報。

地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名とともに「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配

はない」旨を発表する。ただし、津波情報・注意報を発表したときには、この情報は発表しない。

(エ) 地震情報（震源・震度に関する情報）

震度3以上を観測した場合、津波警報・注意報発表した場合、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかに該当する時に発表する情報  
地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名を発表する。

また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その市町村名を発表する。

(オ) 地震情報（その他の情報）

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合に、震度1以上を観測した地震の回数を知らせる情報

(カ) 地震情報（各地の震度に関する情報）

震度1以上を観測した場合に発表する情報

地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。

また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その地点名を発表する。

(キ) 地震情報（推進震度分布図）

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

## 6 通信手段の確保

災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

被害状況の情報に基づき、村は、次の事項を実施する。

- (1) 災害情報の共有並びに通信手段確保のため村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。
- (2) 有線放送、ホームページ、広報車等を活用し住民への迅速な周知に努める。
- (3) 災害情報の共有並びに通信手段確保のため可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図る。

## 別記 災害情報収集連絡系統

風水害等対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」別記を準用する。(P. 217)

## 第2節 非常参集職員の活動

### 第1 基本方針

村域に地震災害が発生、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するために、法令及び防災計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期する。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。

東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制については第5章第2節別表「東海地震に関連する情報時の体制」の記載による。

南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制については第6章第2節「南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制」の記載による。

### 第2 主な活動

地震災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生したときは、職員の安全の確保に十分に配慮した迅速な配備活動を実施するとともに、災害の状況により、村災害対策本部の設置等を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 責務

村の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

#### 2 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制をとる。

各体制の配備体制及び人員については、別表3及び別表4のとおりとする。

なお、関係各課長は、あらかじめ各体制において活動する人員を決めておく。

#### 3 職員の参集

##### (1) 参集方法

##### ア 指示によらない参集

職員は、日ごろからテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分に注意し、災害時はテレビ、ラジオ、インターネット等より情報を入手し、別表3の「指示によらない参集の基準」に該当する災害事象が発生した場合は、当該職員は連絡を待たず、直ちに参集する。

##### イ その他の場合

別表3の「指示によらない参集の基準」以外に該当する災害事象が発生し、活動体制をとる場合は、危機管理部から関係職員へ参集の伝達を行う。

なお関係課長は、あらかじめ活動する人員への連絡方法を定めておく。

##### (2) 自主参集

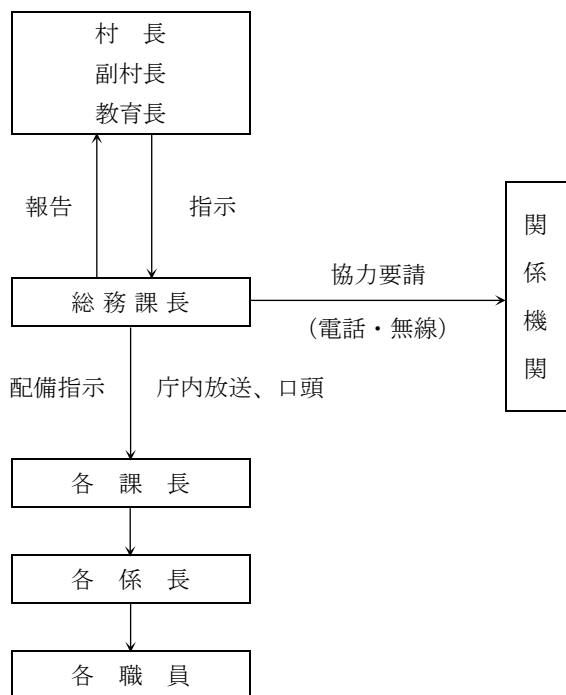
道路・鉄道の寸断等により、登庁ができない場合は、最寄りの現地機関又は村役場に参集し、本来の所属機関に現在の所在地等を連絡したうえで、指示を受けるものとする。

なお職員は、自らの参集場所についてあらかじめ想定し、設定しておく。

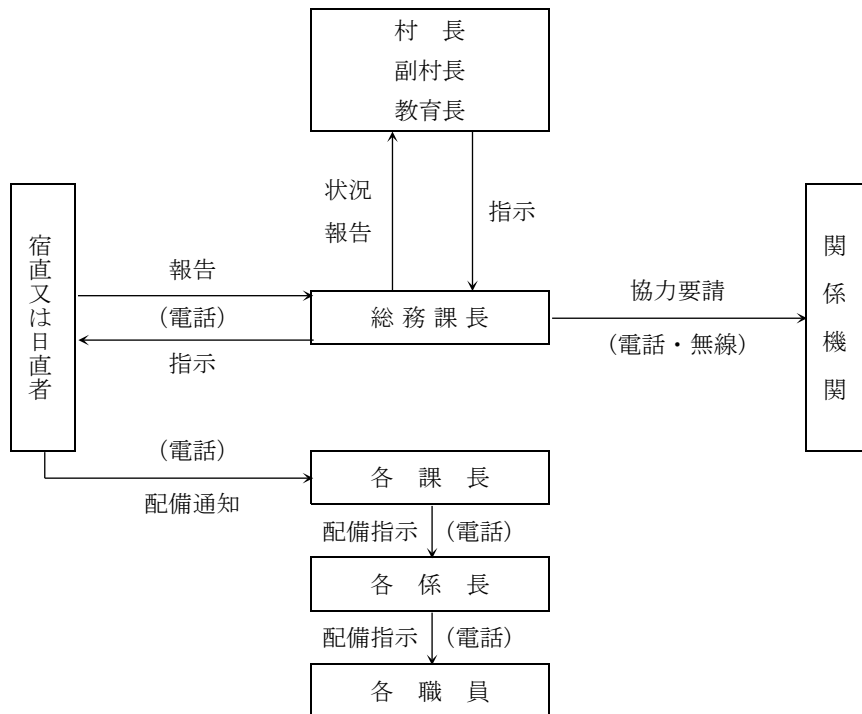
(3) 伝達系統（指示によらない参集以外の場合）

配備決定に基づく総務課からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法による。

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



4 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

村長は、前記2 活動体制におけるいずれかの体制をとるべき状況のときで必要があると認める時及び県下に震度6弱以上の地震が発生したときは、村災害対策本部を設置する。

(2) 体制の種別

村長は、村災害対策本部を設置したときは、前記2 活動体制のいずれかの体制をとる。

(3) 本部の組織

村災害対策本部の組織及び事務分掌は、原村災害対策本部条例 に定めるところにより、別表1 及び別表2 のとおりとする。

資料編 ・原村災害対策本部条例 (P. 1313)

(4) 本部設置場所

災害対策本部は、原則として役場庁舎に設置する。ただし、役場庁舎が被災して防災中枢機能を維持できない場合は、その他の公共施設を本部長が指定する。

〈災害対策本部設置場所〉

種別	名称	所在地	電話番号
原則設置場所	役場庁舎	原村6549- 1	79-2111

(5) 本部長及び副本部長

ア 村長を本部長とし、副村長及び教育長を副本部長とする。

イ 村長が不在又は事故等により、指揮をとることが困難な場合は、副村長がその職務を代理する。村長、副村長ともに不在等の場合の職務代理者は、教育長、総務課長の順とする。

〈本部長職務代理者〉

1 位	2 位	3 位
副 村 長	教 育 長	総務課長

(6) 災害対策本部設置・閉鎖の通知

災害対策本部を設置したときは、次の機関等に通知又は公表する。また、役場庁舎玄関に本部標識板を掲出する。

通知又は公表先	通知又は公表の方法	担当班
県（諏訪地方事務所）	県防災行政無線、電話、その他	総務部総務班
茅野警察署	〃	〃
指定公共機関	〃	〃
一般住民	有線放送、広報車、その他	〃
報道機関	電話、口頭、文書	〃
各部班	庁内放送、電話、その他	〃

(7) 各部班の活動要領

ア 各部長は、所属の職員のうちから本部連絡員を指名する。

イ 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに関係機関からの情報を総務部長に報告する。

ウ 総務部長は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告する。

エ 総務部長は、災害の状況、当該災害についての村の対策及び被災者に対する要望事項等を、有線放送、広報車等により住民に周知し、必要に応じ報道機関の協力を得る。

オ 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。

カ 本部長は、必要に応じ、本部員会議を招集する。

(8) 本部員会議

ア 本部員会議は、本部長が招集し、本部長が指定する場所で開催する。

イ 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出する。

ウ 本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、総務部長に申し出る。

エ 本部員会議には、指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等の出席も可能とする。

(9) 現地災害対策本部の設置

ア 本部長は、県の現地災害対策本部が設置された場合若しくは、現地の情報を把握し、応急対策の実施等に必要があると認めた場合は、原村災害対策本部条例の定めるところにより、災害地に現地災害対策本部を置く。

イ 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名するものを充てる。

(10) 県の現地災害対策本部との連携

県の現地災害対策本部が村内に設置された場合は、当該現地災害対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

(11) 本部の廃止

本部長は、村域内において、災害が拡大するおそれなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止する。

ア 災害救助法による応急救助が完了したとき。

イ 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。

ウ 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。

エ 被害数値がおおむね確定したとき。

オ その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき。

(12) 災害救助法が適用された場合の体制

村域に災害救助法が適用されたときは、本部長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとる。

別表1及び別表2

風水害等対策編第3章第3節別表1及び別表2のとおりとする。



別表3 震災対策時の配備体制

区分	活動開始基準	活動期間	人員
注意体制	◎村域に震度4以上の地震が発生した場合。 ○災害が発生するおそれのあるときに総務課長が必要と認めたとき。	左記の基準に該当したときから、総務課長が配備の必要がないと認めたととき及び他の体制に移行したときまで。	各課長以上 総務課全員
警戒体制	◎村域に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ○大規模な災害が発生するおそれのあるときに村長が必要と認めたとき。	左記の基準に該当したときから、村長が配備の必要がないと認めたととき及び他の体制に移行したときまで。	各係長以上 総務課全員
非常体制	◎村域に震度6弱以上の地震が発生したとき。 ◎東海地震に係る注意情報の発表又は警戒宣言が発令されたとき。 ○大規模な災害が発生するおそれのあるときに村長が必要と認めたとき。	左記の基準に該当したときから、村長が配備の必要がないと認めたととき及び他の体制に移行したときまで。	全職員

※各課長は、災害の状況により配備人員を増減することができる。

※活動開始基準の◎は、指示によらない参集の基準

### 第3節 広域相互応援活動

風水害対策編第3章第4節「広域相互応援活動」を準用する。(P. 238)

### 第4節 ヘリコプターの運用計画

風水害対策編第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」を準用する。(P. 244)

### 第5節 自衛隊の災害派遣

風水害対策編第3章第6節「自衛隊の災害派遣」を準用する。(P. 249)

### 第6節 救助・救急・医療活動

風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」を準用する。(P. 253)

## 第7節 消防・水防活動

### 第1 基本方針

大規模地震等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合における水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

### 第2 主な活動内容

- 1 二次的に発生する同時多発火災による被害を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 堤防その他、施設の損壊による浸水等の被害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 消防活動

##### (1) 基本方針

大規模地震発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

##### (2) 実施計画

##### ア 消火活動関係

##### (ア) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

##### (イ) 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に、大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

##### (ウ) 応援要請等

- a 速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力の

みでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第3節 広域相互応援活動」及び「第5節 自衛隊の災害派遣」により行う。

- b 市町村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第4節 ヘリコプターの運用計画」により要請する。

#### イ 救助・救急活動

大規模地震発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」を準用する。

#### ウ 出火防止、初期消火活動等

住民等は、地震発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等は、直ちにその使用を中止して、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。

#### エ 救助・救急活動

住民同士等により、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

### 2 水防活動

#### (1) 基本方針

大規模地震発生時において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

#### (2) 実施計画

本項については、風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」を準用する。

### 3 消防体制の整備

村防災計画の防災活動の中核機関となる消防団は、地震被害の特殊性及び複合性から、消防署と情報交換を密にして相互間の防災効率を高める。

#### ア 活動の主眼

消防団は、分団管轄区域を守備範囲として自衛自守することを活動の主眼とする。

#### イ 消防団本部

消防団長は、災害対策本部内に消防団本部を開設し、災害の発生状況、消防団員の参集状

況及び消防団の活動状況を掌握して、消防部長と連絡を密にするとともに消防団の総力を挙げて災害に対処する。

ウ 分団の活動

分団長は、定められた場所へ分団本部を開設し、分団本部は、消防団本部の指示を受けるとともに消防署及び消防団本部の情報交換を密にして分団区域内の自衛自主防災活動を行う。

(ア) 出火防止の広報と初期消火の指導督励

(イ) 災害時の通報

(ウ) 消防隊の活動

(エ) 消防署への協力

(オ) 警防活動

(カ) 救護

(キ) 避難の指示等

資料編	・水防倉庫備蓄資材一覧 (P. 1440)
	・土石流危険溪流 (P. 1454)
	・重要水防箇所一覧 (P. 1455)
	・ため池一覧 (P. 1456)

## 第8節 要配慮者に対する応急活動

風水害対策編第3章第9節「要配慮者に対する応急活動」を準用する。(P. 261)

## 第9節 緊急輸送活動

風水害対策編第3章第10節「緊急輸送活動」を準用する。(P. 266)

## 第10節 障害物の処理活動

風水害対策編第3章第11節「障害物の処理活動」を準用する。(P. 270)

## 第11節 避難収容活動

### 第1 基本方針

地震発生時においては、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな危険、被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策の計画作成をしておく必要がある。その際、要配慮者について十分考慮する。

### 第2 主な活動

- 1 村長は、避難勧告、避難指示(緊急)を適切に行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 村長は、必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、高齢者、障がい者等要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 村は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 村は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 村は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 避難勧告、避難指示(緊急)

##### (1) 基本方針

地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難勧告又は避難指示(緊急)を行う。

避難勧告、避難指示(緊急)を行う者は、関係機関と相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て災害状況の迅速かつ正確な情報収集に努めることとし、避難勧告、避難指示(緊急)を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

##### (2) 実施計画

##### ア 実施機関

##### (ア) 避難勧告、避難指示(緊急)の発令機関

実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害
避難勧告	村 長	災害対策基本法第60条	災害全般
避難指示(緊急)	〃	〃	〃
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり 災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	〃
	自衛官	自衛隊法第94条	〃
指定避難所の開設、収容	村 長		

(イ) 災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき

は、前表における村長の事務を村長に代わり知事が行う。

イ 避難勧告又は指示（緊急）の意味

事項	意味
勧告	その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為をいう。
指示 (緊急)	被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。

ウ 避難勧告、避難指示（緊急）及び報告、通知等

(ア) 村長及び消防署長の行う措置

a 避難勧告、避難指示（緊急）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を指示し、早期に避難勧告、指示（緊急）を行う。

- (a) 火災が随所に発生し、延焼火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (b) 炎上拡大地域の風下に接し、延焼の危険が大きな地域
- (c) 避難路の断たれる危険がある地域
- (d) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (e) 酸素欠乏若しくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 伝達方法

住民への伝達は次によるものとする。

(a) 区長（自治会長）への連絡

避難勧告及び指示（緊急）は、該当区域内の区長（自治会長）に連絡し、区組織を通じて住民に通知する。

(b) 広報車による伝達

本部及び消防団等関係機関の広報車を動員し、関係地域を巡回して伝達に努める。

(c) 有線放送による伝達

指示、伝達事項を明示し、緊急放送を行う。

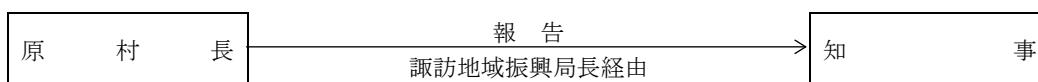
(d) テレビ、ラジオ放送による伝達

(e) 消防団の打鐘による伝達

(f) ホームページによる伝達



c 報告（災害対策基本法第60条）



避難勧告又は指示（緊急）を行った場合は、直ちに知事へ報告する。

（報告様式2—1）

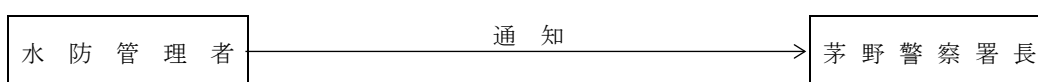
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

洪水により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



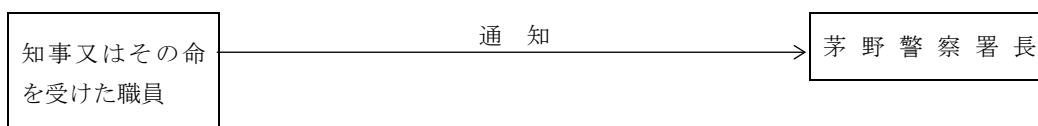
(ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

a 洪水のための措置

水防管理者の指示に同じ。

b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、警察官にて調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

(b) 村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

(c) 村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

この避難指示（緊急）に従わない者に対する直接強制は認められない。

(d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講じる。

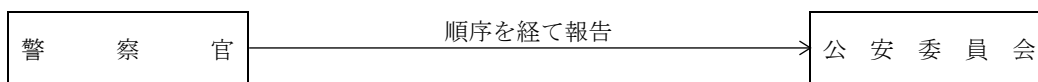
- (e) 避難勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車などにより、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等、避難行動要支援者については、可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (h) 警察署に一時的に受入れた避難住民については、村の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

b 報告、通知

(a) 上記 a (c) による場合 (災害対策基本法第61条)



(b) 上記 a (d) による場合 (警察官職務執行法第4条)

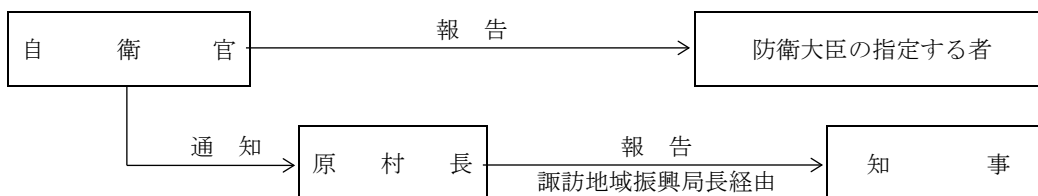


(オ) 自衛官の行う措置

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に行かない場合に限り「(エ) a (d) 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告 (自衛隊法第94条)



エ 避難勧告又は避難指示 (緊急) の時期

地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、がけ崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示 (緊急)、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

オ 避難勧告又は避難指示 (緊急) の内容

避難勧告又は指示を行うに際して、次の事項を明確にする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所

- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路又は通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

#### カ 住民等への周知

(ア) 総務部長は、総務班長がまとめた情報等によって避難勧告、避難指示（緊急）を必要と認めるときは本部長に報告し、その命令により直ちに区長及び消防団長に通知するとともに有線放送、ホームページ等により住民に周知する。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

(イ) 消防団長は、(ア)の伝達を受けたときは、打鐘員及び伝達員に連絡し、警鐘及び個別伝達により住民に周知する。

(ウ) 総務部総務班長は、有線放送不能地区については村広報車により伝達する。

(エ) 伝達にあたっては避難時間、避難場所及び避難所への経路を示さなければならない。

(オ) 避難のため立退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるときは、県に連絡してラジオ、テレビによる放送を要請する。

(カ) 要配慮者については、個々の態様に配慮した方法により、確実に伝達する。

(キ) 村は、有線放送、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

(ク) 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）をはじめとする災害情報の周知のため、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

#### キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

災害発生後直ちに地域住民、民生・児童委員、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

#### ク 村有施設における避難活動

地震災害発生時においては、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難にかかわる的確な応急対策を行い、その際、障がい者等要配慮者に十分配慮する。

(ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

(イ) 避難勧告及び避難指示（緊急）は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 基本方針

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

(ア) 村長、村職員（災害対策基本法第63条）

(イ) 消防団長、消防団員、消防職員（水防法第21条）

(ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）

(エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）

(オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項—村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するときは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難指示と異なる点は、次の3点である。

(ア) 避難指示（緊急）が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入り制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

(イ) 警戒区域の設定は、避難指示（緊急）より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(ウ) 避難指示（緊急）については、その罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った場合は、避難勧告又は指示（緊急）と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が、警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を村長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示（緊急）、避難勧告を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

(2) 実施計画

ア 誘導責任者及び誘導員

誘導責任者は当該地区の消防団の分団長があたり、誘導員は当該分団長が所属の団員のうちから指名したものがあたる。

イ 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

ウ 誘導の方法

(ア) 誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

(イ) 誘導経路は、できるだけ危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避

け、安全な経路を選定する。

(ウ) 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

(エ) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

(オ) 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立退くことが困難な者については、車両及びヘリコプター等の要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ確かな避難誘導を行う。

(カ) 市町村は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

(キ) 学校長、保育所及び施設の管理者は、本部長からの避難勧告又は指示の伝達を受けたときは、各避難所へ児童生徒等を避難させる。その他の要領については、学校長、保育所及び施設の管理者はあらかじめ定めておく。

(ク) 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、村において処置できないときは、諏訪地域振興局を經由して県へ応援を要請する。状況によっては、直接隣接市町村、茅野警察署等と連絡して実施する。

(ケ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限に活用する。

(コ) 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

#### エ 避難時の携帯品

誘導員は、避難立退きにあたっての携帯品を必要に応じ最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

#### オ 避難時の指導

避難員は、避難立退きに際し、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置、ガスの元栓を完全にとどめる等の指導を行う。

#### カ 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。

この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

#### キ 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、上記のカ同様出火防止措置をとった後、互いに協力し安全な場所へ自主的に避難する。

この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

### 4 避難所の開設・運営

#### (1) 基本方針

村は、収容を必要とする被災者の救出避難生活を支援するために指定避難所を設置するとともに、施設管理者や区（自治会等）の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 村長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。住民財務班は、避難所の開設が必要と認められるときは、本部長に報告しその命令により開設する。また、必要があると認められるときは「災害時における応急危険度判定に関する協定書」に基づき、避難所の応急危険度判定の実施を一般社団法人長野県建築士会諏訪支部に依頼する。

なお、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。

イ 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を開設する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

ウ 避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。避難所が不足する場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」、「災害時における原村及び原郵便局の協力に関する協定」に基づき、避難所提供等の応援を要請することができる。

エ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力を得られるよう努める。

(ア) 避難者

(イ) 住民

(ウ) 自治会

(エ) 他の地方公共団体

(オ) ボランティア

オ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないように配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるように、その立上げを支援する。

カ 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。

キ 避難の長期化等必要に応じ、プライバシーの確保・男女のニーズの違い等に配慮する。

ク 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。必要に応じ、指定避難場所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。

ケ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全

- 性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- コ 指定避難所における感染症対策については、長野県避難所運営マニュアル策定指針（令和2年7月改定長野県危機管理部）等を参考に運営を行う。
- サ 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- シ 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
- (ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行う。
- (イ) 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。
- (ウ) 災害発生後できる限り速やかに、すべての避難所を対象として要援護者把握調査を行い、次のような組織的、継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
- a 介護職員等の派遣
- b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
- c 病院や社会福祉施設等への受入れの委託、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等
- (エ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- (オ) 大画面のテレビ、FAX、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
- (カ) 要配慮者の避難生活が長期に及ぶと予想される場合は、村は、原村地域福祉センターを福祉避難所として開設する。必要に応じて、他の社会福祉施設の協力を得るものとする。
- ス 指定避難所の管理運営にあたり、災害の規模が大きく、村において人員が不足し困難をきたした場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- セ 教育委員会及び学校長は、次に定めるところにより、村の地域防災計画を踏まえ適切な対策を行う。
- (ア) 学校が指定避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所について優先順位等を定めておく。
- (イ) 学校長は、指定避難所の運営について、必要に応じ村に協力するものとする。なお、村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
- (ウ) 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、指定避難所となった場合、学校長は、幼児及び生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報、指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。
- ソ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による

孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難場所等を設置・維持することの適否を検討する。

タ 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。

チ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

ツ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

テ やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

ト 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、村に提供する。

ナ 住民は、避難所の管理運営については村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

ニ 避難所を開設し、住民を収容したときは、直ちに各避難所別に、避難担当職員を派遣駐在させ、収容者の保護、避難所の防疫、避難所の管理にあたる。

なお、駐在員は次の事務を処理する。

(ア) 避難所収容台帳

(イ) 避難所物品受払い簿（救助の種目別物資受払い状況）

(ウ) 避難所設置及び収容状況

(エ) 避難所設置に要した支払い証拠書類及び物品受払い証拠書類の整備

資料編	・ 避難所収容台帳 (P. 1493)
	・ 救助の種目別物資受払状況 (P. 1494)
	・ 避難所設置及び収容状況 (P. 1495)

## 5 避難後の防災防犯

### (1) 避難時の安全対策

避難後の住宅、事業所の防災防犯を図るため、避難時の安全対策として次に掲げる事項を事前に住民、事業主に周知徹底しておく。

ア 戸締り、補強及び家財の流失防止を施すこと。

イ 火気及び危険物（カーバイド、生石灰、ガス等）の始末を完全にすること。

ウ 事業所にあつては、浸水、その他の被害による油脂流失防止、発火しやすい薬品、劇毒物の流失防止、電気、ガス等保安措置を完全にすること。

### (2) 避難後の警備

避難後の警備は事前に協議し、警察官、消防団員等で実施し、避難地域の安全対策を図る。

## 6 広域的な避難を要する場合の活動

### (1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、村、県及び関係機関は相互に連携し速やかな非難の実施に努める。



(2) 実施計画

- ア 被害が甚大で市町村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。
- イ 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、指定避難所の供与及び、その他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
- ウ この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- エ 避難者を受入れる市町村は、指定避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- オ 居住地以外の市町村に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易に勝つ確実に受取ることができるよう努める。

7 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県と村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて村が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

- ア 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- ウ 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。
  - (ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
  - (イ) 応急仮設住宅の建設のため、村公有地又は私有地を提供する。
  - (ウ) 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。
  - (エ) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- エ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- オ 周辺市町村に災害が発生した場合には、村の利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。
- カ 応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

8 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつ決め細やかな情報を適切に提供できるよう努める。

(2) 実施計画

- ア 市町村は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努める。
- イ 村自らの調査では避難先が把握できない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努める。
- ウ 村及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、住宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。
- エ 村及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- オ 村及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- カ 村及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

#### 第4 災害救助法に基づく措置基準

避難所及び応急仮設住宅の設置並びに住宅の応急修理に係る費用限度額、機関等については、災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

資料編 ・災害救助法施行細則（別表第1・第2）(P.1317) ・避難施設一覧 (P.1435)
---

## 第12節 孤立地域対策活動

風水害対策編第3章第13節「孤立地域対策活動」を準用する。(P.286)

## 第13節 食料品等の調達・供給活動

風水害対策編第3章第14節「食料品等の調達・供給活動」を準用する。(P.289)

## 第14節 飲料水の調達・供給活動

風水害対策編第3章第15節「飲料水の調達・供給活動」を準用する。(P.293)

## 第15節 生活必需品の調達・供給活動

風水害対策編第3章第16節「生活必需品の調達・供給活動」を準用する。(P.295)

## 第16節 保健衛生・感染症予防活動

風水害対策編第3章第17節「保健衛生・感染症予防活動」を準用する。(P.297)

## 第17節 遺体の捜索及び処置等の活動

風水害対策編第3章第18節「遺体の捜索及び処置等の活動」を準用する。(P.299)

## 第18節 廃棄物の処理活動

風水害対策編第3章第19節「廃棄物の処理活動」を準用する。(P.301)

## 第19節 物価安定等に関する活動

風水害対策編第3章第20節「物価安定等に関する活動」を準用する。(P.304)

## 第20節 危険物施設等応急活動

風水害対策編第3章第21節「危険物施設等応急活動」を準用する。(P.305)

## 第21節 上水道施設応急活動

風水害対策編第3章第22節「上水道施設応急活動」を準用する。(P.307)

## 第2節 下水道施設応急活動

風水害対策編第3章第23節「下水道施設応急活動」を準用する。(P. 308)

## 第3節 通信・放送施設応急活動

風水害対策編第3章第24節「通信・放送施設応急活動」を準用する。(P. 310)

## 第4節 災害広報活動

風水害対策編第3章第25節「災害広報活動」を準用する。(P. 318)

## 第5節 土砂災害等応急活動

風水害対策編第3章第26節「土砂災害等応急活動」を準用する。(P. 320)

## 第26節 建築物災害応急活動

### 第1 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

### 第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

### 第3 活動の内容

#### 1 公共建築物

##### (1) 基本方針

災害発生後、公共建築物は復旧活動の拠点となるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。また、緊急地震速報を受信した場合は、利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。

##### (2) 実施計画

ア 村が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、村立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

イ 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対しあわてずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保するよう必要な措置を講じる。

ウ 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。

#### 2 一般建築物

##### (1) 基本方針

災害発生後、建築物の所有者等は、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

##### (2) 実施計画

ア 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置を講じる。

イ 災害の規模が大きく、村において人員が不足する場合は、危険度判定士の派遣要請を行うほか、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。

ウ 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

〈被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定の実施〉

種 別	実 施 事 項
被災建築物応急危険度判定士による調査	相当数の建築物に被害が生じたときは、被災建築物応急危険度判定士を活用した応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することにより、被災建築物の余震等による倒壊や部材落下等による二次災害の発生を防止し、住民の安全を確保するとともに、住民に対する注意喚起及び建築物の被災状況の把握に努める。
被災宅地危険度判定士による調査	宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し危険度判定を実施することにより、二次災害の発生防止及び住民への注意喚起に努める。

エ 建築物の所有者等は、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し、危険箇所への立入禁止等必要な措置を講じる。

3 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

文化財の所有者は、次の対策を実施する。

ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。

ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、村教育委員会の指導を受けて実施する。

資料編 ・ 指定文化財一覧 (P. 1461)

## 第27節 道路及び橋梁応急活動

風水害対策編第3章第28節「道路及び橋梁応急活動」を準用する。(P. 324)

## 第28節 河川施設応急活動

風水害対策編第3章第29節「河川施設応急活動」を準用する。(P. 325)



## 第29節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

### 第1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

### 第2 主な活動

- 1 建築物に係る二次災害を防止するための応急危険度判定士の派遣等の活動を行うとともに、建造物の二次災害を防止するための活動を行う。
- 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。
- 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。
- 4 危険箇所の緊急点検の活動を行う。

### 第3 活動の内容

- 1 建築物や宅地、建造物に係る二次災害防止対策

#### (1) 基本方針

##### ア 建築物や宅地関係

被災した建築物や宅地について余震等による倒壊等の二次災害から住民を守るための措置を講じる。

##### イ 道路及び橋梁関係

道路・橋梁等の建造物についても余震等による損壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

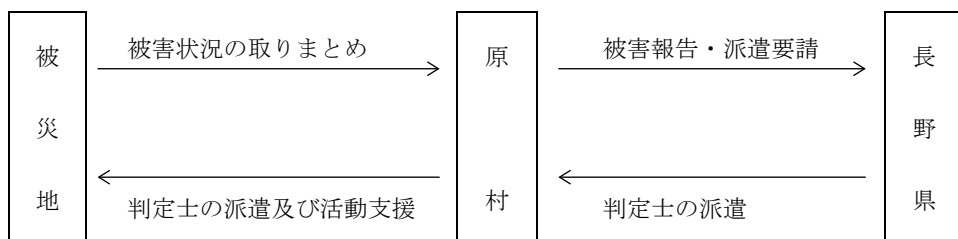
#### (2) 実施計画

##### ア 建築物や宅地関係

(ア) 被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備する。

- a 応急危険度判定士の派遣要請
- b 応急危険度判定を要する建築物や宅地又は地区の選定
- c 被災地域への派遣手段の確保
- d 応急危険度判定士との連絡手段の確保

(イ) 必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や宅地について立入り禁止等の措置をとる。



(ウ) 応急危険度判定士により、危険度を判定された建築物や宅地の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置を講じる。

イ 道路・橋梁関係

村内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。

2 危険物施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

(2) 実施計画

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

村長は災害防止のため緊急の必要があると認められるときは、本村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

資料編 ・ 危険物貯蔵施設一覧 (P. 1458)

3 河川施設の二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生後の洪水又は、余震等により河川施設等に二次的な災害が考えられる場合は、危険箇所での点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

イ その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

ウ 災害防止のため応急工事を実施する。

エ 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

オ 必要に応じて水防活動を実施する。

資料編 ・ 重要水防箇所一覧 (P. 1455)

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

イ 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急

対策を行う。

資料編 ・土石流危険渓流 (P. 1454)

## 第30節 ため池災害応急活動

### 第1 基本方針

本村には9箇所のため池がある。これらのため池が地震の発生により決壊した場合若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに被害状況等を把握し、県に報告するとともに協力を要請し、迅速な応急工事を実施する。

### 第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のための工事を実施するとともに、必要に応じ、県等関係機関へ協力を要請する。

### 第3 活動の内容

#### (1) 基本方針

大規模な地震が発生した場合には、要補強ため池について速やかに緊急点検する。

ため池が決壊した場合若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握し、迅速な応急工事を実施するとともに、必要に応じ、県等関係機関へ協力を要請する。

#### (2) 実施計画

ア 地震発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県、関係機関へ通報する。

イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。

ウ 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

エ 管理団体においては、地震発生後はため池の緊急点検を実施し、結果を速やかに村に報告する。

資料編 ・ ため池一覧 (P. 1456)
-----------------------

## 第31節 農林産物災害応急活動

風水害対策編第3章第32節「農林産物災害応急活動」を準用する。(P. 329)

## 第3.2節 文教活動

本節に定めのない事項については、風水害対策編第3章第33節「文教活動」を準用する。(P.331)

### 第1 活動の内容

#### 1 児童生徒等に対する避難誘導

##### (1) 基本方針

学校長は災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

##### (2) 実施計画（村教育委員会）

学校長は地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで、安全を確保するために、あらかじめ定められた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

##### ア 第一次避難場所への避難誘導

(ア) 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等と整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。

(イ) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

##### イ 第二次避難場所への避難誘導

(ア) 第一次避難場所が危険になった場合は、村長の指定する避難場所施設等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。

(イ) 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

(ウ) 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたりるとともに避難状況を村教育委員会及び関係機関に報告又は連絡する。

##### ウ 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

(ア) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握したうえで、児童生徒等の安全に配慮し、同一方向又は同一地区ごとに集団行動をとらせる。

(イ) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、緊急メール等による連絡のうえで保護者に直接引き渡す等の措置をとる。

(ウ) 災害の状況及び児童生徒等の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

#### 2 児童生徒等が在宅時の際の対応

学校長等は、震災発生に際して、休校情報や学校等施設・設備に係る被害の状況を、緊急メール等によって周知するとともに、児童生徒等の被災状況の把握に努める。

また、学校施設が避難所として使用される場合は、保護者に周知する。

### 第33節 飼養動物の保護対策

風水害対策編第3章第34節「飼養動物の保護対策」を準用する。(P. 335)

### 第34節 ボランティアの受入れ体制

風水害対策編第3章第35節「ボランティアの受入れ体制」を準用する。(P. 336)

### 第35節 義援物資・義援金の受入れ体制

風水害対策編第3章第36節「義援物資・義援金の受入れ体制」を準用する。(P. 338)

### 第36節 災害救助法の適用

風水害対策編第3章第37節「災害救助法の適用」を準用する。(P. 340)

### 第37節 観光地の災害応急対策

風水害対策編第3章第38節「観光地の災害応急対策」を準用する。(P. 342)